



ワーク・ライフ・バランス

推進企業を認定します

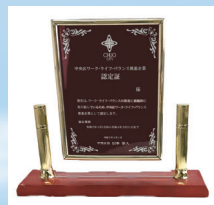
中央区では、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、仕事と家庭の両立支援や男女がともに働きやすい職場の実現に向けてワーク・ライフ・バランスの取組を推進している中小企業等を認定し、その取組を広く紹介します。是非ご応募ください。

＼ 認定企業にはこんなメリットが！ ／

1. 認定企業を区の広報紙や男女平等センターが発行する情報誌で公表するほか、区ホームページに取組内容をはじめ企業紹介等を掲載します。
2. 名刺やホームページなどに認定ロゴマークを使用することができます。
3. 中央区商工業融資の融資利率優遇を受けられます（別途審査あり）。
4. 区発注契約における総合評価入札の加点や優先指名等の優遇の適用を受けられます。
5. 区ホームページへのバナー広告掲載料が1カ月分免除されます（12カ月の申込に限る）。



認定ロゴマーク



認定証の楯



応募締切

令和7年10月31日(金)必着

応募方法等詳しくは裏面または中央区ホームページをご覧ください。



中央区ホームページ

専門家(社会保険労務士等)の支援を受けながら、認定を目指してみませんか？

ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて事業所内の課題を抽出し、具体的な課題解決を行うための

アドバイザーを**無料**で派遣します。(1事業所につき、最大4回まで)

支援内容

就業規則等の整備・見直し、有給休暇の取得促進、時間外労働の削減、テレワークの導入、最新の法改正に関する情報提供など

申込方法

「中央区ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー派遣申請書」をご提出ください。

応募締切

令和7年**12月26日(金)**必着



アドバイザー派遣について、詳しくはこの二次元コードをご利用ください。

問合せ先

中央区総務部総務課男女共同参画係（中央区立男女平等センター「ブーケ21」内） ☎03-5543-0651

中央区ワーク・ライフ・バランス 推進企業等認定事業 募集案内

応募要件

- (1) 中央区内に事業所を置く中小企業、一般社団法人、一般財団法人等
 - (2) 労働関係法令が遵守されていること及び認定企業とするに社会通念上ふさわしくないと判断される問題を現に起こしていないこと。
 - (3) その業態が公序良俗に反していないこと。
- 詳しくはお問い合わせください。

対象となる取組内容

- (1) 仕事と子育て・介護の両立支援
- (2) 長時間労働の削減などの働きやすい職場づくり
- (3) 従業員が地域活動等に参加しやすい環境づくり

認定の基準

- (1) 経営者と従業員が共に取り組んでいる
- (2) 取組の内容・制度等が社内に周知されている
- (3) 取組の内容・制度等の利用実績がある

応募方法等

所定の申請書に必要な事項を記入のうえ、中央区総務部総務課男女共同参画係宛て提出してください。

- (1) 申請書の入手方法
表面の中央区ホームページ（二次元コード）からダウンロードすることができます。
- (2) 申請書の提出先
 - 郵送または持参する場合
〒104-0043 中央区湊1-1-1
中央区立男女平等センター「ブーケ 21」内
総務課男女共同参画係 宛て
 - メールの場合
soumu_03@city.chuo.lg.jp
総務課男女共同参画係 宛て

応募された書類等は、返却いたしません。
あらかじめご了承ください。

応募締切

令和 7 年 **10 月 31 日（金）**【必着】

審査について

- (1) 事前訪問調査
区が委託するコンサルタントが応募企業を訪問し、申請内容の確認及び取組状況、労働関係法令の遵守状況等ヒアリングを行います。
- (2) 取組内容審査
区が設置する審査会で取組状況を確認、審査します。
- (3) 認定企業決定
上記（1）（2）を踏まえ認定企業を決定します。
- (4) その他
 - ア 所定外労働時間が分かる資料や年次有給休暇取得状況が分かる資料等、審査に必要な資料の提出をお願いします。
 - イ 提出書類やヒアリングの内容が事実と異なっている場合は、認定を取り消すことがあります。

認定決定のお知らせ等

- (1) 認定の決定
令和 8 年 2 月中旬以降に応募企業へ個別に通知します。
- (2) 認定式
令和 8 年 4 月 10 日の開催を予定しています。

認定期間等

3 年間（その後も 3 年ごとの申請により取組内容をあらためて審査したうえで更新）

認定のメリット

- (1) 認定企業を区の広報紙等で公表するほか、区ホームページに取組内容をはじめ企業紹介等を掲載します。
- (2) 名刺やホームページなどに認定ロゴマークを使用することができます。
- (3) 中央区商工業融資の融資利率優遇を受けられます（別途審査あり）。
- (4) 区発注契約における総合評価入札の加点や優先指名等の優遇の適用を受けられます。
- (5) 区ホームページへのバナー広告掲載料が 1 カ月分免除されます（12 カ月の申込に限る）。

問合せ先

中央区総務部総務課男女共同参画係
（中央区立男女平等センター「ブーケ 21」内）
電話：03-5543-0651